

物 品 売 買 契 約 書 (案)

発注者 支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広と、受注者
とは、下記の条項により大判プリンターの売買契約を締結
したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を
保有する。

第1条 この契約の主要事項は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----------------|------|
| (1) 機種名及び台数 | 機種名〇〇〇〇 | 3台 |
| (2) 契約金額 | 金 | 円也 |
| | (うち、消費税及び地方消費税額 | 金 円) |
| (3) 納入場所 | ①富山森林管理署 | 1台 |
| | ②飛騨森林管理署 | 1台 |
| | ③岐阜森林管理署 | 1台 |
| (4) 納入期限 | 令和9年2月1日 | (月) |

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(物件の納入検査)

第3条 受注者は物件を納入場所に納入したときは、納入年月日等の確認ができる納品書等の書面を納入場所の長あてに提出し、所属担当職員等に受領の確認を受けるものとする。

- 2 受注者が、前項の納入通知を納入場所の長にしたときは、発注者に通知したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、納入場所の職員から納入品目、数量の受領確認を行うものとする。
- 4 発注者、又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第1項の通知を受けた最終の日から起算して10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

この場合において、受注者が正当な理由なく検査に立ち会わないときは、受注者は、発注者の検査の結果について異議を申し立てることはできない。

5 発注者は、前項の検査に合格した旨を通知したときをもって、物件の引渡しを受けたものとする。

6 受注者は、第4項の検査の結果不合格のものがあつたときは、発注者の指定する期限内に取替え、追納等を行い、さらにその検査を受けなければならない。この場合において、納入期限は延長しないものとする。

また、この場合の検査等の取扱いは、第1項から第5項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第4条 発注者がその責に帰する理由により前条第4項に規定する期限までに検査を行わないときは、その期限の翌日から検査を行った日までの日数は、第10条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を越えるときは、支払期間はゼロとなり、直ちに支払義務が生じる。

(天災その他不可抗力による納入期限の猶予)

第5条 受注者は、天災その他不可抗力により納入期限内までに義務を履行できない相当の理由があるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して発注者に納入期限の猶予を申請することができる。

2 発注者は、前項の規定による納入期限猶予の申請をうけた場合において、その理由を正当と認めたときは、その期限を延長し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(受注者の履行遅滞による違約金)

第6条 受注者は、その責に帰する理由により納入期限を経過して物件を納入したときは、納入期限の翌日から起算して発注者が納入の通知をうけた日までの日数に応じ、納入遅延となった物件の売買代金に対して年3%の割合で計算した額を遅滞違約金として発注者に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

(危険負担)

第7条 発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、引渡し完了までの間に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、次の各号に掲げる請求等を行うことができる。

- (1) 物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求
- (2) 前号の履行の追完の請求をした場合において、受注者が相当の期間内に履行の追完をしないとき、又は履行の追完が不能であるときの代金の減額の請求
- (3) 損害賠償の請求
- (4) 契約の解除

- 2 前項の規定による請求等は、発注者が契約不適合を知った時から1年以内に、当該契約不適合の内容を受注者に通知しない場合は、行うことができない。ただし、受注者が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 第1項第1号の履行の追完に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 第1項第1号の規定による履行の追完の方法は、発注者が指定することができる。

(売買代金の請求及び支払)

第9条 受注者は、第3条の検査に全部の物件が合格したときは、適法な請求書により代金の支払を請求することができる。

ただし、全物件の引渡し完了前であって、引渡しを完了した一部の物件について発注者が適当と認めたときは、受注者は、当該引渡し完了部分に相当する代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 発注者の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率で計算した額を遅延利息として受注者に支払うものとする。

ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を、支払う日数に計算しないものとする。

- 4 前項の遅延利息の金額が100円未満であるときは、発注者は支払う

ことを要せず、その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第 10 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合受注者は、違約金として解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払うものとする。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込がないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと発注者が認めたとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(属性要件に基づく契約解除)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 12 条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 13 条 受注者は、第 11 条各号及び第 12 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、第 11 条各号及び第 12 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人、再委託先、仕入先その他契約履行に係る者（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(納入業者等に関する契約解除)

第 14 条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し当該解除対象者（下請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し当該解除対象者（下請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 発注者は、第 11 条、第 12 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償しないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第 11 条、第 12 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損

害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 16 条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第 17 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者又は受注者の代理人に対し、公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人が、この契約に関し、刑法、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)をいう。以下同じ。）その他の関係法令に違反したことにより有罪判決が確定したとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法に基づき課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（法人である場合にあっては、その役員

又は使用人を含む。) について、この契約に関し、刑法、独占禁止法その他の関係法令の規定による有罪判決が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会による課徴金減免制度その他これに類する制度の適用を受けたとき。

(2) 確定判決において、受注者又は受注者の代理人（法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法その他の関係法令に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。

3 受注者は、契約を履行したことを理由として、第1項又は第2項の違約金の支払を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた損害の額が違約金の額を超える場合において、発注者がその超過額について賠償を請求することを妨げない。

(契約外事項)

第19条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約について、発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるとき、その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても、同項の発注者及び受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109

号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)に基づく調停の申し立てを行うことができる。

(合意管轄)

第 21 条 この契約に関して生じた紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 8 年 月 日

発注者 長野県長野市大字栗田 7 1 5 - 5
支出負担行為担当官
中部森林管理局長 佐伯 知広

受注者